基準地点八斗島において17,000㎥／秒とし、本件事業を含む洪水調節施設により3,000㎥／秒程度を調節して、河道においては計画高水位以下の水位で14,000㎥／秒程度を安全に流下させることとしている。本件事業は、基本方針及び整備計画における洪水調節施設の一つとして、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（以下「ダム基本計画」という。）において、八ッ場ダム建設地点で、計画高水流量3,000㎥／秒のうち2,800㎥／秒を調節することとしており、そのために必要な容量として洪水期に65,000,000㎥を確保することとしている。

また、整備計画においては、吾妻川における景観の保全、動植物の保護等のための流水の正常な機能の維持に必要な流量として、八ッ場ダム下流地点において2.4㎥／秒を確保することとしており、ダム基本計画では、そのために必要な容量として洪水期においては1,313,000㎥、非洪水期においては4,022,000㎥を確保することとしている。

さらに、本件事業は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき平成20年７月に閣議決定された「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（以下「フルプラン」という。）において、近年の20年に２番目の規模の渇水でも年間を通して安定的に都市用水の利用を可能とするために整備する施設の一つと位置づけられており、ダム基本計画においては、フルプランの水需要予測を踏まえ、新たな水道用水として、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の１都４県の９水道事業者が供給する地域（以下「水道用水供給地域」という。）に一日最大1,848,000㎥を供給し、洪水期においては22,814,000㎥、非洪水期においては82,607,000㎥の容量を確保することとしており、新たな工業用水として、群馬県及び千葉県の２県の２工業用水道事業者が供給する地域（以下「工業用水供給地域」という。）に一日最大70,800㎥を供給し、洪水期においては873,000㎥、非洪水期においては3,371,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、利根川水系の流域における洪水被害の軽減、吾妻川における流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の確保等を目的とした多目的ダムを吾妻川に建設するものである。

本件事業の完成により、利根川水系の流域における他の洪水調節施設と相まって、整備計画に定める利根川水系の基準地点八斗島における目標流量17,000㎥／秒のうち、3,000㎥／秒程度を調節し、洪水時の河道流量を低減させることが可能となり、利根川水系の流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、吾妻川における流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保しつつ、水道用水供給地域及び工業用水供給地域におけるフルプランに示された近年の20年に２番目の規模の渇水時においても安定供給可能な水量の確保に寄与することが認められる。

これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の保護並びに水道用水供給地域における水道用水及び工業用水供給地域における工業用水の安定的な確保とともに河川環境の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者において、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年７月建設事務次官通知）に基づき、昭和60年11月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境に対する影響は少ない等と評価されている。また、環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年３月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、ダム供用後の水温変化や土砂による水の濁りが予測されるものの、選択取水設備及び曝気設備を設置することなどにより、環境への影響が回避・軽減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、イヌワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているアサマシジミ中部低地帯亜種等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているミョウギカラマツ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミョウギシダその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、イヌワシ及びクマタカについては、営巣が確認されており、また、工事期間中の建設機械等の稼働等により繁殖活動が低下する可能性があるとされていることから、起業者は工事実施時期の配慮等の措置を講ずるとともに、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。アサマシジミ中部低地帯亜種については、生息環境の一部が改変されることから、同様な生息環境の整備及び食草の移植を行うこととしている。ミョウギシダについては、生育環境の一部が改変されることから、改変等の影響がない区域に移植又は播種を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

地形及び地質については、重要な地形として文化財保護法における名勝である吾妻峡が、重要な地質として文化財保護法における天然記念物である川原湯岩脈（臥龍岩及び昇龍岩）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、吾妻峡については、その一部が消失することになるが、起業者は、文化庁、群馬県教育委員会等の関係機関との協議を踏まえて、地形的特性等に関する既往の調査結果等について整理し、記録保存するとともに、植生の回復等を含む必要な対策を実施することとしている。川原湯岩脈については、その一部が水没することとなるが、起業者は、群馬県教育委員会等の関係機関と協議をしながら、既往の調査結果について整理し、記録保存に努め、可能な限り残存する岩脈へのアクセスを確保するとともに、経緯等の説明看板設置等の措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が31箇所存在するが、このうち４箇所については発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る27箇所についても群馬県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、利根川水系の流域における洪水被害の軽減、吾妻川の流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の確保等を目的として、堤高116.0m、総貯水容量107,500,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。また、貯水池及びその周辺における地すべり等の対策については、11箇所で対策が必要となる可能性のあることが確認され